

(平成23年10月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る平成19年12月25日の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

年金事務所の記録において、A社より平成19年12月25日に支給された賞与が、厚生年金保険被保険者記録に反映されていない。

平成22年4月にA社が年金事務所に対し、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したものの、2年以上遡る届出のため、厚生年金保険料の徴収の対象とならず、そのため年金額への反映もされないことから記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与台帳において、平成19年12月25日付けで、申立人に対し、賞与が26万4,000円支給されていることが確認できるが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額の

いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳において事業主が控除したと確認できる保険料控除額から、25万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立ての賞与に係る支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る平成19年12月25日の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

年金事務所の記録において、A社より平成19年12月25日に支給された賞与が、厚生年金保険被保険者記録に反映されていない。

平成22年4月にA社が年金事務所に対し、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したものの、2年以上遡る届出のため、厚生年金保険料の徴収の対象とならず、そのため年金額への反映もされないことから記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与台帳において、平成19年12月25日付けで、申立人に対し、賞与が48万750円支給されていることが確認できるが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のい

ずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳において事業主が控除したと確認できる保険料控除額から、45万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立ての賞与に係る支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

和歌山国民年金 事案 808

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から51年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、私の国民年金について、母親から「20歳から国民年金に加入し、婦人会の集金人に国民年金保険料を納付していた。」と聞いているので、申立期間について、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年5月1日に払い出されていることが確認できる上、A市町村の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「S54.4.9新規届」の記載が確認できることから、同年4月9日に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認できるところ、その時点では、第3回特例納付の実施期間中であることから、特例納付を利用して申立期間の国民年金保険料を遡って納付することが可能であるものの、申立人から、母親が申立人の申立期間に係る保険料を遡って納付したことをうかがわせる具体的な供述は得られない上、上記の払出日以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親は、「私は、息子（申立人）の国民年金について、加入手続や国民年金保険料の納付はしていない。」と供述している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻と連番で払い出されていることから、申立人の妻に対し、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について照会したが、申立人の妻は、「夫の国民年金の加入手続や申立期間の国民年金保険料の納付については、全く分からない。」と供述している。

加えて、申立期間当時、申立人と同居していた家族は、申立人の母親及び妻のほか父親であるが、申立人の父親は既に死亡していることから、申立人の国民年金の加入状況及び申立期間の国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの期間及び同年5月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から58年3月まで
② 昭和58年5月から同年8月まで

年金事務所からの回答によると、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、昭和53年12月に会社を退職した後、結婚を機に市町村役場の支所で国民年金の加入手続を行い、婦人会の集金人に国民年金保険料を納付した。途中、何度も集金人から保険料を納付するよう言われたので、保険料を納付した記憶が有る。

以上のことから、申立期間①及び②は、国民年金保険料を納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「何度も集金人から国民年金保険料を納付するよう言われ、保険料を納付した記憶が有るので、申立期間①及び②の保険料は納付しているはずである。」と供述しているものの、申立人から聴取しても、申立期間①及び②の国民年金保険料納付に関する記憶が曖昧であり、保険料の納付状況について具体的な供述が得られない。

また、i) 国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間①直前の昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料を58年7月13日に過年度納付していることが確認できること、ii) 申立人の夫に係る同市町村の国民年金被保険者名簿によると、保険料納付状況欄の下部欄外に、「56年度・年金3キ（10、11、12）4キ（1、2、3）は8月中に支払うとの事」と記載されており、申立人の夫の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び上記の被保険者名簿によると、申立人の夫は、当該期間の保険料を57年8月30日に過年度納付していることが確認できること、iii) 同市町村の昭和57年度に係る国民年金保険料検認一覧表によると、

申立人の夫に係る 57 年 4 月から同年 6 月までの保険料は、58 年 3 月に検認されていることが確認できることから、申立人夫婦については、保険料を納付期限より遅れて納付している状況が散見できることを踏まえると、当時、申立人は、保険料の納付遅れにより催告を受けて納付していたものと思われ、申立人の供述のみをもって、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたものと認めるには至らない。

さらに、A 市町村の昭和 57 年度及び 58 年度に係る国民年金保険料検認一覧表によると、申立期間①及び②の国民年金保険料が納付された記録は見当たらず、当該一覧表の記録は、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の記録及び同市町村の国民年金被保険者名簿の記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から61年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年11月から61年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料は定額保険料のみ納付したとされている。

しかし、私は、昭和53年11月8日に国民年金に任意加入し、同時に付加保険料納付の申出の手続を行ったことを記憶しており、私の年金手帳には、付加保険料納付の申出の手続を行ったことを示す「附加 53.11.8」の押印も有る。

申立期間の国民年金保険料は、付加保険料を含め口座振替により納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、昭和53年11月8日に国民年金の任意加入被保険者となったことが記載されており、その下部に「附加 53.11.8」の押印が確認できる。

しかしながら、オンライン記録及びA市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和53年11月8日に任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できるものの、付加保険料納付の申出に係る記録は無い。

また、戸籍の附票によると、申立人は、昭和55年8月24日にB市町村からA市町村に住所を移していることが確認できるが、申立人は、「B市町村からA市町村へ住所を移してからは、C金融機関D支店又はE金融機関F支店の預金口座から付加保険料も含む国民年金保険料を口座振替により納付していた。」と供述しているところ、C金融機関D支店の申立人の普通預金口座に係る異動明細表によると、同年12月25日から61年3月25日までの期間において、3か月ごとに国民年金保険料が口座振替により納付されていることが確認できるものの、それらの金額は、全て3か月分の定額保険料の合計金額と一致している。

さらに、申立人は、「B市町村に住んでいた時は、C金融機関G支店又はH

金融機関 I 支店（現在は、H 金融機関 J 支店）の預金口座から付加保険料も含む国民年金保険料を口座振替により納付していた。」と供述しているところ、C 金融機関 G 支店の申立人の普通預金口座に係る「普通預金お取引明細」によると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が当該預金口座から口座振替により納付されていた事実は確認できない上、H 金融機関 J 支店は、「昭和 53 年から 55 年当時の入出金記録は保管していない。」旨回答している。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月16日から36年4月15日まで
② 昭和37年2月14日から同年7月21日まで

申立期間①については、私はA社（現在は、B社）がC都道府県で行っていた工事現場で、申立期間②については、同社がD地方で行っていた工事現場で、それぞれ勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述、申立人から提出された資料及び申立人の詳細な供述から、申立人は、申立期間①及び②においてA社が行っていた工事現場で勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人がA社の社員であったとしている者は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立人が保管していた同氏の名刺には、「A社係E工事 F係」となっているところ、その名刺に記載されている所在地において、E工事と称する厚生年金保険適用事業所は確認できない。

また、申立人が申立期間①又は②において一緒に勤務していたと記憶している複数の同僚についても、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、連絡の取れた申立期間①の同僚は、「私は、3次下請ぐらいで、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、B社は、「申立人の当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年12月9日から17年1月29日まで
② 昭和17年6月27日から同年7月23日まで
③ 昭和17年10月29日から同年12月23日まで
④ 昭和18年9月22日から同年11月18日まで
⑤ 昭和19年2月2日から同年5月19日まで

私の夫は、昭和15年から27年1月までA社(現在は、B社)で継続して勤務したが、申立期間の船員保険被保険者記録が無い。申立期間は、下船中であったが船員保険料を控除されていたので、調査の上、記録の訂正を希望する。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は下船中であったが、船員保険料を控除されていた。」と申し立てている。

しかしながら、船員保険法の昭和20年2月の改正により、船員保険の被保険者の範囲が拡大されて下船中の船員も被保険者となるのは、同年4月1日からであることから、申立期間を含む同年3月31日までは、下船中の船員は船員保険の被保険者になることはできない期間であると認められる。

また、B社は、「当時、C団体が保険の管理を全て行っていたため、資料は無い。」旨回答していることから、申立人の申立期間当時の船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年11月から9年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成9年10月から16年10月までの標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から16年11月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」で通知された私のA社(平成10年2月3日に商号変更。変更前はB社)における標準報酬月額の記録のうち、平成6年11月から16年10月までの標準報酬月額が11万8,000円となっているが、毎月の給料は20万円であったと記憶している。平成14年分源泉徴収票を提出するので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成6年11月から9年9月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初30万円と記録されていたところ、8年11月28日付けで、遡って11万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票の記録によると、同社は、平成4年度から社会保険料の滞納が続き、当該期間及び当該減額訂正処理日において、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

一方、A社に係る登記簿によると、申立人は、当該期間及び当該減額訂正処理日において、同社の取締役であり、申立人とその義父(代表取締役)、義母(取締役)及び妻(監査役)以外、ほかに役員はいなかったことが確認できる。

また、A社の所在地(C市町村)は、申立人の自宅所在地と同一であり、申立人は、「当時、妻の父と母は、D市町村に居住し、E工場を管理しており、F工場は、私と妻が管理していた。」旨供述している。

さらに、上述の滞納処分票の記録によると、平成5年9月の事蹟欄には、

じせき

「息子(社長)」と記載されている上、申立期間において、滞納保険料について社会保険事務所(当時)から電話による督促及び訪問による徴収が行われているところ、同滞納処分票の代表者欄に記載された電話番号は、申立人の自宅の電話番号と同じであることが確認できることから、取締役としてA社の所在地(F工場)で勤務していた申立人が、当該遡及訂正について全く関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間のうち、平成6年11月から9年9月までの標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、平成9年10月から16年10月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、11万8,000円と記録されているところ、申立人は、「毎月20万円ほどの給料をもらっていた。平成14年分給与所得の源泉徴収票において、毎月20万円の給料であったことが確認できる。」旨供述している。

しかしながら、申立人が提出した上記の源泉徴収票に記載された社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額(11万8,000円)に見合う厚生年金保険料額、健康保険料額及び介護保険料額の合計額とほぼ一致している。

このほか、申立人の平成9年10月から16年10月までの標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年10月から16年10月までの標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。